宗像市議会 議長 神谷 建一 様

総務常任委員会 委員長 井浦 潤也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第 46 号議案 財産の取得について

第 47 号議案 財産の取得について

第 48 号議案 財産の取得について

第49号議案 財産の取得について

第50号議案 財産の取得について

第51号議案 財産の取得について

第52号議案 財産の取得について

第53号議案 財産の取得について

第54号議案 財産の取得について

第55号議案 財産の取得について

第56号議案 財産の取得について

第57号議案 財産の取得について

宗像市立学校の体育館に設置する空調設備機器類を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。この12議案は関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 取得する財産の種類等及び取得価格

「第46号議案]

宗像市立河東中学校の体育館に設置する空調設備機器類

6,138万円(うち消費税及び地方消費税相当額558万円)

[第47号議案]

宗像市立玄海中学校の体育館に設置する空調設備機器類

6,138万円(うち消費税及び地方消費税相当額558万円)

「第48号議案]

宗像市立自由ヶ丘中学校の体育館に設置する空調設備機器類

6,006万円(うち消費税及び地方消費税相当額546万円)

[第49号議案]

宗像市立中央中学校の体育館に設置する空調設備機器類

5,651万8,000円(うち消費税及び地方消費税相当額513万8,000円)「第50号議案

宗像市立赤間西小学校及び自由ヶ丘南小学校の体育館に設置する空調設備機器類

5,527万5,000円(うち消費税及び地方消費税相当額502万5,000円) 「第51号議案

宗像市立河東小学校及び河東西小学校の体育館に設置する空調設備機器類

5,450万5,000円(うち消費税及び地方消費税相当額495万5,000円)

[第52号議案]

宗像市立大島学園及び地島小学校の体育館に設置する空調設備機器類

4,862万円(うち消費税及び地方消費税相当額442万円)

「第53号議案]

宗像市立日の里東小学校及び日の里西小学校の体育館に設置する空調設備機器類

4,901万5,120円(うち消費税及び地方消費税相当額445万5,920円)

「第54号議案]

宗像市立日の里中学校の体育館に設置する空調設備機器類

5,720万円(うち消費税及び地方消費税相当額520万円)

「第55号議案]

宗像市立南郷小学校及び東郷小学校の体育館に設置する空調設備機器類

5,269万円(うち消費税及び地方消費税相当額479万円)

[第56号議案]

宗像市立玄海小学校及び玄海東小学校の体育館に設置する空調設備機器類

3,795万円(うち消費税及び地方消費税相当額345万円)

「第57号議案]

宗像市立吉武小学校及び赤間小学校の体育館に設置する空調設備機器類 6,215万円(うち消費税及び地方消費税相当額565万円)

2 契約の相手方

[第46号議案から第52号議案まで]

宗像市原町2097番地4

南郷電気株式会社

代表取締役 寺田 えり

[第53号議案から第56号議案まで]

宗像市城西ヶ丘5-2-2

株式会社レック

代表取締役 交易場 亮

「第57号議案]

宗像市城西ヶ丘5-2-2

株式会社美鷹福岡支店

支店長 豊田 剛

3 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和7年2月25日まで

4 契約の概要

[第46号議案]

指名競争入札(入札参加者3者)

「第47号議案〕

指名競争入札(入札参加者5者)

[第48号議案]

指名競争入札(入札参加者5者)

「第49号議案]

指名競争入札(入札参加者4者)

「第50号議案]

指名競争入札(1回目:入札参加者5者、2回目:入札参加者3者)

「第51号議案】

指名競争入札(1回目:入札参加者4者、2回目:入札参加者2者)

「第52号議案]

指名競争入札(1回目:入札参加者2者、2回目:入札参加者1者)

「第53号議案]

指名競争入札(入札参加者3者)

[第54号議案]

指名競争入札(入札参加者3者)

[第55号議案]

指名競争入札(入札参加者3者)

「第56号議案]

指名競争入札(入札参加者3者)

「第57号議案]

指名競争入札(入札参加者4者)

- 5 市立学校19校の体育館に設置するエアコン、輻射熱パネルほか空調機器類の購入を行う。 通常、空調整備は工事として発注するが、地場業者の育成のために空調機器の物品購入と設置 工事を分けた上で機器は12件に分割して発注した。
- 6 財源は、避難所の整備の一環として緊急防災・減災事業債を活用する。ただし、自由ヶ丘小学校は避難所に指定していないため、文部科学省の学校施設の補助金を活用することから、その後の事務手続を考慮し、今回の入札とは切り分けて物品の購入と設置工事を一括で別途発注する予定としている。
- 7 空調機器は、先行して整備した城山中学校と同じエアコンと輻射熱パネルを組み合せた方式

とした。熱源については、大規模災害における停電リスクなどを想定し、小学校は電気式、中 学校はガス式を設置する。

【意 見】

「第46号議案]

(賛成意見)

・他の議案についても同様であるが、設備資材不足を予見し、いち早く全市立学校の空調設備の 資材の確保を提案したこと、入札において地場業者を優先したことを大いに評価する。空調設 備の整った体育館を積極的に活用してほしい。

【審査結果】

「第46号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第47号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第48号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第49号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第50号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第51号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第52号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

「第53号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

「第54号議案】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第55号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

「第56号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

「第57号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願

【請願者】

宗像市土穴一丁目15番20号

むなかた九条の会共同代表 谷本 純一 氏

宗像市日の里8丁目14番地21

原発なくそう!九州玄海訴訟地域原告団しこふむ会代表 岡本 良治 氏

宗像市平井一丁目17番5号

新日本婦人の会宗像支部長 辻 伸子 氏

宗像市自由ヶ丘9丁目7番地1

全日本年金者組合宗像支部長 須田 鋭一 氏

宗像市自由ヶ丘7丁目28番地7

福岡県退職教職員協議会宗像支部長 下条 克弘 氏

宗像市三郎丸三丁目11番23号

宗像市から政治をかえる会事務局長 井上 正雄 氏

宗像市赤間文教町1番1号

福岡教育大学教職員組合執行委員長 笹原 浩仁 氏

宗像市朝野88番地

福岡市被爆者の会 蓮本 美代子 氏

宗像市自由ヶ丘6丁目31番地5

三島 隆由 氏

【請願の趣旨】

「核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」を宗像市議会で採択し、採択された 意見書を内閣総理大臣及び外務大臣・衆議院議長・参議院議長宛に送付することを求めるもの である。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 請願者の意見陳述では、核兵器の問題は政府だけではなく全ての個人、団体が取り扱うべき 問題であるからこそ地方議会でも取り上げるべきであることや、核兵器の重大な危険性を鑑み て請願に至った思いなどが語られた。
- 2 核兵器禁止条約は、50か国以上の批准により、令和3年1月に発効された。また、令和5年に第2回締約国会議が開催され、条約締結国59か国、オブザーバー35か国、122の市民団体が参加している。
- 3 紹介議員からは、ロシアによるウクライナ侵略、イスラエル軍によるガザ地区住民への無差 別攻撃と殺傷、停戦を妨げるアメリカの拒否権発動といった国際情勢の変化を受け、請願者が 再び今回の請願に至ったことが追加で語られた。また、令和5年の国連総会第1委員会で核兵 器禁止条約を推進する決議案が賛成124、反対43で採択されたことや、反対の内訳は、核 保有国、NATO加盟国、アジアでは韓国と日本だけであったとの説明があった。

【意 見】

(賛成意見)

条約参加国が増え、核抑止論脱却の国際世論は高まり続けている。アメリカをはじめ、イギリ

スやフランスは核戦力を維持・強化しているが、ロシアの核兵器使用の威嚇に対し、公然と核報復を表明できておらず、これはこの間に高め続けてきた国際世論の力で核保有国を事実上縛っていることにほかならないと考える。日本国内においても、本請願で求めているような意見書を日本政府に提出している自治体が広がっている。また、昨年、広島、長崎の市長は、平和式典で核抑止論からの脱却を強い口調で訴えた。核抑止論を突き詰めれば、全ての国が核武装するか核の傘に入らなければならなくなるため、核抑止論は破綻しているという立場で国際社会と協力していくべきであり、核による抑止に正当性はない。政府が締約国会議へのオブザーバー参加すらせずに対話や議論を拒否していることが恥ずべき態度だと考える。NATOの一部加盟国もオブザーバー参加など前向きな態度を表明している中、今、我が国に求められているのは具体的なアクションを取ることである。

(反対意見)

- ・日本政府はこの核兵器禁止条約には一貫して反対しており、この考え方を支持する。核軍縮に 取り組む上では、人道と安全保障の二つの観点を考慮することが重要だが、核兵器禁止条約は 安全保障の観点が踏まえられていないと考える。北朝鮮の核弾道ミサイル開発が我が国の安全 に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中での条約への参加は、我が国の基本的立場に 合致せず、また、核兵器禁止条約は、核兵器保有国のみならず日本と同様に核の脅威にさらさ れている非核保有国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたら すと考える。
- ・日本が条約への参加を表明すると、核を有する国と持たざる国とを分断することにつながりかねず、アメリカという同盟国の後ろ盾を失った日本は、三つの隣国の核の脅威に現実的にさらされることになる。日本がすべきことは、核兵器禁止条約へ参加することではなく、世界唯一の被爆国として核を有する国とそうでない国との分断を避け、まずは安全保障理事会常任理事国へ核軍縮を話し合うテーブルへつくことを訴えることだと考える。
- ・核兵器禁止条約そのものは否定しないが、現在の国際情勢や条約批准をめぐる状況等を鑑みれば、現時点で直ちに批准することについては慎重に判断せざるを得えない。唯一の戦争被爆国である我が国こそが、各国との誠実な対話を通じて恒久的な世界平和の実現のために主導的な役割を果たすべきであり、核兵器のない世界の実現のため、現実を見据えた最良かつ具体的な努力を行うべき立場にあると考える。本質的な問題は、いかに核保有国を核廃絶に向かわせるかであり、将来的な批准に向けての環境整備を行うのであれば、核を持たない我が国が先行して批准するのではなく、核保有国と同時に批准するほうが建設的であり、現下の国際情勢に照らして最適である。また、核保有国に誠実に核軍縮交渉を行う義務を課し、核廃絶への基盤となる核兵器の不拡散に関する条約の推進こそがより重要であると考える。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とした。